30年12月　1日

長崎県精神保健福祉士協会

会 員 各 位

長崎県精神保健福祉士協会事務局

(社) 日本精神保健福祉士協会実習指導者講習会に関する助成制度について

　時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

　日頃より、長崎県精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）の事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本協会の「(社) 日本精神保健福祉士協会実習指導者講習会に関する助成制度」についてご案内申し上げます。ご承知のように、精神保健福祉援助実習の実習指導者は、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって「精神保健福祉士実習指導者講習会」の課程を修了した者とされ、かつ学生は機能の異なる2以上の実習施設等で実習を行うこととされています。しかしながら、長崎県内においては実習を受け入れる障害福祉サービス事業所がいまだに限られています。県内において一人でも多くの新しい精神保健福祉士が養成されることは、地域のソーシャルワークの発展の一助となることから、本協会では下記のように「(社)日本精神保健福祉士協会実習指導者講習会」に関する助成事業を行なうこととしました。

つきましては、大変お忙しい中とは存じますが、趣旨をご理解頂き、多くの方に本制度をご利用いただいて「(社)日本精神保健福祉士協会実習指導者講習会」を受講していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様の益々のご活躍とご多幸をお祈り申し上げます。

記

1. 目的　　実習指導者の拡大により、精神保健福祉士の養成と地域のソーシャル

ワークの発展を目指す。

1. 対象　　(社) 日本精神保健福祉士協会構成員で、長崎県内の障害福祉サービス

事業所に勤務し、今後精神保健福祉士実習を受け入れる者。

かつ、(社) 日本精神保健福祉士協会年会費の未納がない者。

1. 内容　　日本精神保健福祉士協会構成員の受講料1万円を助成する。
2. 手続き　「助成金申請書」に「実習指導者講習会受講の証明書類（領収書）の

コピー」を添付し、長崎県精神保健福祉士協会事務局に提出してください。

※ 理事会での承認後に助成金を対象者の口座に振り入みます。

以上